

T. F. K

成長戦略 質・量共に追求

ガバナンス・生産性重視の全国展開を目指す

広域集合代理店の㈱T. F. K(東京都港区、黒川哲美社長、代理店名II E保険プランニング)は今年1月から、募集人を全て社員化した。これは、保険募集の適正化に対応するとともに、主に代理店M&Aによって事業を急拡大させた同社の各拠点でしっかりとガバナンスを利かせた体制整備を図ること、また、各支店・各社員の実績を上げて筋肉質の営業体制を築く目的がある。2016年5月にスタートする改正保険業法を見据えて組織のテコ入れを図った同社の現状と展望について、江川剛専務と国持義広営業開発グループ部長に聞いた。

現状の体制について。募集人の人数が最も多かった時には約250人いたが、今回、当社の進もうとしている方向性を、募集人の実績や年齢、勤務地などの条件でまとめ、結果として当社にとって追い風となった。

江川 当社は現在、全国に25支店あり、今回の募集適正化で契約社員となった募集人が185人。もともといる正社員50人と合わせて235人体制で事業運営している。



(左から)東泉理和管理部長、江川専務、国持部長

江川 営業面の取り組みでは、全国にある各支店に相対する保険会社の拠点を回っている。地域や代申保険会社によって代理店の統廃合や合併などのスピード感が異なっており、そうした情報を収集するとともに、保険会社と当社でウィンウィンの関係を築くためにどういった方法でビジネスを進めていくことができるか話し合っている。保険会社は本社と地方では対応が異なることがあり、地域ごとの拠点をあらい出す必要がある。

要となる。

ただし、以前とは異なり、独立系の集合代理店である当社に対する保険会社の態度にも変化が見えている。来々、改正保険業法がスタートする中で、当社をうまく活用しようと考えている保険会社もあるようだ。例えば、今後、存続が難しい代理店を当社に紹介すれば、体制整備の指導などを任せられるし、拠点としての減収も防ぐことができる。これに加え、

国持 各支店に所属する営業社員にも常に地域の代理店の情報を収集させている。地域で働く募集人同士はつながりが強く、役に立つさまざまな情報を入手できることから、本社から支店訪問して吸い上げた情報を基にマーケティング開拓する。このビジネスではいかに正確な情報を早く得るかがポイントになっている。また、以前ほど大量ではないが、営業譲渡を考えているような代理店にDMを送っている。当社と同様、全国展開している大型代理店に送付しても効果はないので、その傘下にいる個々の代理



店に情報発信している。組織内の取り組みについては、

国持 守りの部分の強化を進めている。江川専務をはじめとする各部門の責任者と保険会社からの出向社員をメンバーとする内部管理室を立ち上げ、改正保険業法に対応したコンプライアンスや保険募集管理、顧客情報管理などの内部規程づくりやシステム化を進めている。

江川 質と量、両方を追求していくが、より重要なのは質だと考えている。しっかりとガバナンスを利かせた拠点を1店舗ずつ増やしていきたい。現在は全ての都道府県に1店舗ずつ展開していきたい。

一方、支店のランク付けや社内キャンペーンなどを積極的に実施して、積立利率は第1保険期間と積立利率保証期間とに、期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、毎月2回、1日と16日に設定される。積立利率は第1保険期間の定額部分と第2保険期間に

募集人や支店長のモチベーションの維持・向上を図っていく。また、若手社員の育成にも注力しており、研修生として保険会社に鍛えてもらい、戻ってきたら高年齢募集人の基礎を継承して活躍してもらいたい。

第一フロンティア生命

2行で「プレミアジャンプ・終身(円建)」販売

第一フロンティア生命は6月8日から、沖縄銀行と新生銀行で積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)「プレミアジャンプ・終身(円建)」を販売している。

同商品は、第1保険期間で保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで一生涯にわたる保障を確保する一時払い方式の変額終身保険。

第1保険期間は契約日から起算する期間のこと。で、契約年齢に応じて20年または15年となり、積立金額は定額部分と変額部分の合計額となる。定額部分とは、同社が一時払保険料を受け取った責

第一フロンティア生命

ゆうちょ銀行で「わくわくポケット」販売

第一フロンティア生命は、7月6日からゆうちょ銀行で年金原資保証型変額個人年金保険(14)「わくわくポケット」を販売する。

同商品は、年金支払い

基本保険金額と同額となる部分。変額部分とは、特別勘定で運用し、その運用実績によって積立金額が増減する部分という。

第2保険期間は、第1保険期間満了日の翌日から起算して終身となる。積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日の積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回る場合は基本保険金額が増額される。

積立利率は第1保険期間と積立利率保証期間とに、期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、毎月2回、1日と16日に設定される。積立利率は第1保険期間の定額部分と第2保険期間に

適用し、最低保証積立利率を下回らない。また、第1保険期間満了日に将来の死亡保険金の受け取りに代えて、同満了日までの積立金額の一括受け取りか、年金受け取りを選択できる。

開始日の前日末における基本保険金額(一時払保険料相当額)に基づき、年金支払い開始日に年金額を定める仕組みの一時払い方式の変額年金保険。資産は特別勘定で運

用される。契約日から起算して1年経過後、被保険者が生存している限り、毎年の単位の契約応当日に定期給付金を支払う。定期給付金額は運用実績に

よって毎年変動するが、最低保証がある。契約日の1年後における単位の契約応当日から運用期間満了日まで、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達した場合は、その都度ボーナス金を支払う。

また、死亡給付金額と年金受取期間は3年、5年、10年から選択することができる。年金での受け取りに代えて一括での受け取りも選択できる。

金融機関 窓販